

姫路市以外の者が管理する指定暑熱避難施設に関する取扱要領

1 趣旨

この取扱要領は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条第1項に基づき、姫路市以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設としての指定する際の手順及び同条第3項に規定する協定の締結について定めるものとする。

2 指定暑熱避難施設として指定する施設の要件

熱中症予防の推進やその取り組みに意欲を有する企業や事業者団体で、かつ、次項に掲げる活動内容に取り組めるもの（以下「協定企業等」という。）が所有する施設であって、気候変動適応法第21条第1項各号に規定する基準を満たすものを対象とする。

3 活動内容

- (1) 環境省の熱中症警戒情報の運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日まで、熱中症特別警戒情報の発表時に施設を一般に開放すること
- (2) 熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、暑熱を避けるための滞在場所として、施設を一般に開放すること
- (3) 前2号に定めるもののほか、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために必要な事項に関すること

4 協定の手順

- (1) 募集の告知
市ホームページに指定申込書(様式第1号、以下「申込書」という。)を掲載する。
- (2) 応募書類の提出
姫路市保健所健康課へ申込書に必要事項を記載の上、メールで提出、持参又は郵送
- (3) 申込書の提出があった場合は、書類審査等を行い、指定暑熱避難施設の要件を満たすとともに、前項に規定する活動内容が適切に実行されると見込まれる場合には、指定暑熱避難施設に指定するとともに、協定を締結する。
- (4) 協定の有効期間
協定締結日からその日以後に最初に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに更新をしない旨の申出があったときを除き、協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

5 市の支援

- (1) 協定企業等に指定暑熱避難施設に関するポスター及びステッカーなどの表示媒体を提供する。
- (2) 協定企業等の取り組み内容等を広報誌、市ホームページへの掲載等により、市民に広報する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要領は令和6年6月14日より施行する。